

リボン計画実績報告 (おおた成年後見センター)

- (1) 中核機関について
- (2) 老いじたく相談

(1) 成年後見制度利用促進の中核機関として

成年後見制度利用を必要としている方に支援が届くよう、制度の周知啓発や関係機関・専門職等と連携しながら取り組みました。



<中核機関機能>

大田区成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和2年度から大田区とともに実施。

権利擁護支援検討会議

専門職による多角的な視点で、本人の権利擁護に係る支援方針や意思決定支援、チーム支援のあり方等の助言を得る場

成年後見制度の周知啓発 社会貢献型後見人の育成

- 様々な媒体を活用した制度の普及啓発
- 社会貢献型後見人養成講習の実施
 - ・基礎講習 受講者3名
 - ・実務実習 受講者8名

親族後見人へのサポート

- 親族の正しい制度理解へのアプローチと申立て時から親族が後見人等に就任後も継続したサポート
- ・親族後見人交流会の開催

▶ 権利擁護支援検討会議

〔令和2年度実績：開催回数6回、相談件数9件〕

支援チームからの相談を
専門職が多角的な視点で助言

<相談例>

90歳・男性、要介護3、在宅で養女と二人暮らし。5年前に脳梗塞、2年程前に暴力的になることがあった。記憶力の低下が進む中、ライフスタイルである株取引や不動産取引を行っている。今後不当な取引を起し、財産を失わないか養女は心配している。後見利用が適切か、迷いがある。

◆専門職からの助言

後見申立ては必要なし。申立てを急ぐものではなく、適切な医療と途切れているデイサービスの活用等で日常生活を整え、症状の改善を確認していくことが必要。

また、自分で出来なくなっていくことを定期的にモニタリングしていくことが大切。

(2) 老いじたく相談

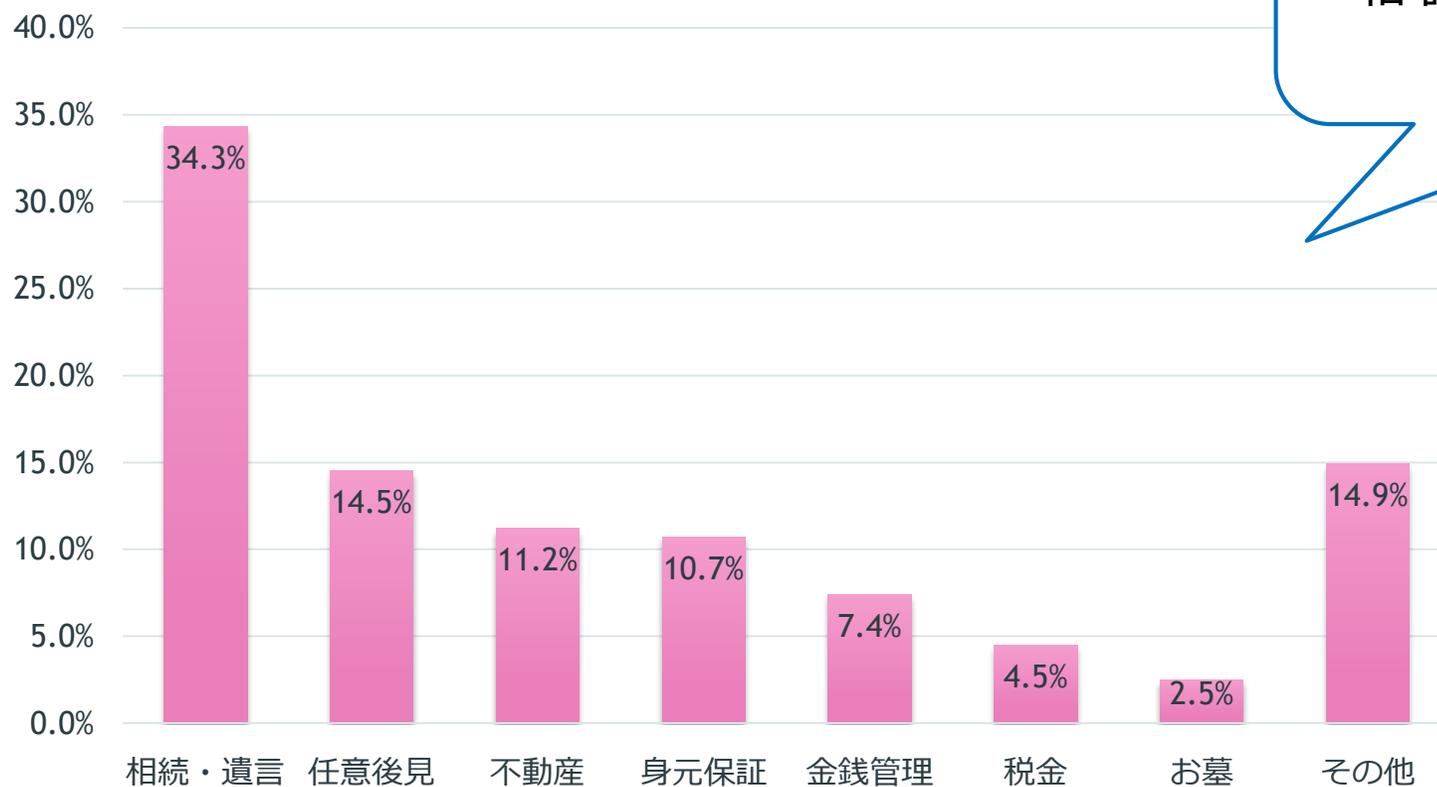
人生100年時代！

今から始めよう 自分らしい老いじたく

- 元気なうちから必要な備えをして、これからの人生を前向きに考えてみましょう。
- 老いじたくパンフレット作成
11,000部を作成・配布



令和2年度老いじたく相談内容



実施回数：12回

相談件数：61件

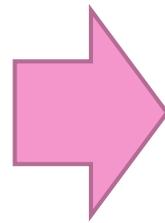
相談員：司法書士、税理士
宅地建物取引業協会

老いじたく相談

(月2回)



関心のある事、疑問などを専門職に聞き、
話をしながら自身の気持ちを整理！



合同相談会

司法書士

弁護士

不動産業

専門職団体

社会福祉士

税理士会

老いじたくセミナー開催

親なき後 アウトリーチ相談会

自分にもしものことがあったときのために、今から親自身が備えておくことが大切です。

- 後見人などにお子さんの障がいや強みなどを伝えておくことで、親なき後の適切な支援につながります。

そして、親自身の将来への備えも！



出前講座

ケアマネ、包括支援センターや地域団体等の
勉強会や福祉従事者向けの研修へ
職員を無料派遣！

- 派遣回数：8回（内Web開催2回）
- 内 容：成年後見制度 7回
老いじたく 2回
- 延べ参加者数 142名

1 自分で出来ること

元気なうちに備える

2 地域で出来ること

身近な地域でのちょっとした

『気づき』が大切！